

国家間の謝罪について考える

—国際関係と言語コミュニケーションに関する覚書—

川村 晶彦

1. はじめに

J. L. オースティンが提唱した発話行為という概念は、人間のコミュニケーションについて考える上で正にイノベーションであったと言ってよいであろう。対人レベルのコミュニケーションだけでなく、今日のグローバル社会における国家間のコミュニケーションについて考える上でも、今なお有効な枠組みを提供してくれる。本小論は、言語コミュニケーション、特に日常言語学派の哲学およびプラグマティックスの知見を援用し、国家間のコミュニケーションについて試論を提示するものである。

2. 分析

2.1 オバマ氏の ‘deepest regrets’

2016年5月26日、現役の米国大統領として初の広島訪問を控えたバラク・オバマ氏の以下の発言が国内外で広く物議を醸した (cf. Kawamura 2018) :

‘... I extended my sincerest condolences and deepest regrets.’

The White House | whitehouse.gov

(<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/05/25/remarks-president-obama-and-prime-minister-abe-after-bilateral-meeting>)

これは、オバマ氏と日本の安倍晋三内閣総理大臣との首脳会談後の共同会見における発言で、前夜に女性遺体遺棄の疑いで米軍属の男が逮捕された事件に言及したものである。翌5月27日の『読売新聞』朝刊では、上記の発言のうち‘my sincerest condolences and deepest regrets’という箇所について、元外交官で国際政治専門家の石川薫氏による「一国の元首の発言としては最上級の遺憾の意を表したものだ」という分析が紹介されており、この発言を謝罪であるとする報道もあったようである (e.g. Kepnes 2016)。

しかしながら、上記の発言を「謝罪」と解釈するには疑問も残る。オバマ氏の広島訪問実現の障壁の一つとして米側にあったのは、日本が原爆投下に対して謝罪を求めるのではないかという懸念であったと考えられるからである。米国においては、今なお原爆投下をやむなしとする意見も残っており、ピュー・リサーチ・センターが2015年に行った原爆投下に対する日米世論の比較調査によると、広島への原爆が正当化できるという回答が日本ではわずか14%であったのに対し、米では56%と過半数を超えていた (Pew Research Center 2015)。この結果からは、上記のオバマ氏の発言の時点であっても、米側の世論には謝罪を是とする機運はさほど高くなかったと推測できる。オバマ氏の発言は広島訪問については原爆投下とは直接関係のない事件に関するものであったが、それでも現役の米大統領が広島を訪問すること自体それまで実現できなかったという状況下において、さらに沖縄の基地問題なども考慮すれば、一国の責任者として容易に謝罪できる状況にはなかったと考えるべきではないであろうか。

人間がコミュニケーションにおいて行う行為には様々なものがあるが、謝罪は他者に何らかの被害を与えた者とそれによって損益を被った者との関係修復の鍵ともなる特に重要なものである。これは国家レベルの謝罪についても同じであり、次節以降、オースティンの発話行為理論を概観した上で、謝罪という行為について考察してみたい。

2.2 発話行為理論から見た謝罪

オースティンが発話行為という着想を得るきっかけとなったのは、内容の真

偽を検証可能な命題のみを考察の対象とした論理実証主義者たちへの反発であったと言えるかもしれない。論理実証主義者たちにとって、言語は不完全で非論理的なものであり、情報の伝達媒体としては全く不十分なものであった。その一方で、その非論理的で矛盾に満ちた言語を用いて人間が巧みに日々のコミュニケーションを行っているという事実にはオースティンをはじめとする日常言語学派の哲学者たちは注目したのであった (Thomas 1995)。オースティンは、人間の言語使用それ自体が行為であると指摘し、この発話行為という考えは現在でもプラグマティックスの中心にあると言ってよい。

たとえば、以下の文は論理実証主義者たちにとっては全く意味の通じない矛盾したものであるに違いない：

‘I sleep all the time, doctor.’ (Thomas 1995: 30)

上記は英国のある病院で患者が医師に対して病状の説明を行ったものである。文字通りに「いつも」寝ているのであれば、この発言者である患者は医師の前でも寝ているはずであり、症状の説明などできないはずである。しかしながら、通常我々は日常のコミュニケーションにおいて、このような文字通りには矛盾を含んだ文であっても、矛盾を含んでいる、あるいは非論理的であるというだけの理由で解釈を試みる努力を放棄することはない。言い換えるならば、我々は日常のやり取りにおいて、ほぼ常に一見意味のない言動にも何らかの意味を見出そうとする。ここでの意味とは意図と言い換えてもよいかもしれない (cf. Grice 1957)。コミュニケーションにおいて聞き手はほぼ例外なく話し手の意図が何なのか突き止めようとする。上記の例のような発言を耳にした時、我々はこの患者は非常に眠気が強いということを医師に伝えようとする意図を実現するために「いつも」という副詞を用いて強調していると考えられるであろう。つまり、この発言は、現に覚醒して発言している人物が自分は常に寝ていると主張する、といった非論理的な命題内容を伝達しているのではなく、自分の症状が重症であるということを強調する、あるいは強調して伝えるという行為を行っているという解釈に至るのである。

上記の例を離れてみても、人間の言語使用を常に情報の伝達と同一視するのは無理がある。たとえば疑問文は基本的に情報を伝達しておらず、むしろ、情報を求めていると考えられる。ただし、狭義の情報とは異なるものの、情報を

求めているという話者の意図は聞き手に伝わる。したがって、話者が疑問文を口にする際、話者には情報が欲しいという意図があり、その意図を実現するために質問をするという行為を行っていると考えられる。

人間の言語使用そのものが行為であるという明解なコミュニケーション観は人間のほぼ全ての言動を行為という観点からの分析を可能にする。言うまでもなく、情報や意思の伝達もまた行為の一つであるが、コミュニケーションというものを情報や意思の伝達に限定しないことで、さらに広い視野からコミュニケーションについて考えることも可能となる。

オースティンは人が発話行為を行う上で、3つの異なるレベルの行為を同時に行っていると主張している：

(I) Locutionary act

(II) Illocutionary act

(III) Perlocutionary act

(Austin 1962: esp. Lecture VIII)

第1のレベルである **Locutionary act** は一般に発話行為と訳され、話し手が聞き手にとって理解できる文を聞き手にとって理解できるように発言するという行為である。したがって、意味不明な発声などは発話行為とはならない。第2のレベルである **Illocutionary act** は発話内行為と訳されることが多いが、話し手の目的そのものである。人は何かを口にする時、通常は特定の目的を達成しようとして発話を行う。その意味で、発話内行為は言語によってコミュニケーションを行う際の話し手の意図と解釈することも可能であろう。上述のように、人間は常にコミュニケーションの参加者の意図を探っている。コミュニケーションにおける誤解の主要な原因は意図の取り違えであるとの指摘 (Miller 1974) もあり、この第2のレベルがコミュニケーションにおいて最も重要なものと言ってもよいかもしれない。第3のレベル、**Perlocutionary act** は発話媒介行為と呼ばれ、発話の結果として行われる行為である。

本小論の主題である謝罪という行為を例にすると、たとえば、「謝罪します」あるいは「お詫びします」と聞き手に理解できるように明瞭に口にすることが発話行為である。その際に、話し手がこの発話行為を行うことで、許しを請うという目的、意図を持っていたとすれば、発話行為と同時に、許しを請うとい

う行為も行っていたということになり、それが発語内行為である。聞き手が謝罪を受け入れて許してくれた場合は、許してもらおうという行為が発語媒介行為として実行されたことになる。状況によって、謝罪は常に上手くいくとは限らず、仮に聞き手をさらに怒らせるという事態に陥った場合は、謝罪に失敗することによって、逆に聞き手を怒らせるという発語媒介行為を行ったことになる。

発話行為という観点から謝罪について議論を進める上で、遂行文仮説という仮説と遂行文と呼ばれる文型式 (cf. Thomas 1995; Yule 1996) についても簡単に触れておきたい。言語を通じて、なぜ謝罪といった行為を行うことができるのか説明するために、この仮説では遂行動詞というものの存在に着目した。遂行動詞とは、「謝罪する」、「謝る」といった話者が特定の発話によって行っている (発語内) 行為そのものを直接指す動詞のことである。こういった話し手が自ら行っている行為を明示的に指す動詞が行為を実行する効力を持つという考えである¹⁾。遂行動詞について特筆すべきは、遂行動詞を用いた場合、その動詞の指す行為を行ったという事実自体は論駁することができないという点である。つまり、「謝罪します」、「謝ります」、「お詫びします」と遂行動詞を使って謝罪という行為を行った場合、謝罪という行為を行ったという事実そのものは否定できないということである。

2.3 謝罪の失敗例

遂行文を用いて行為を行った場合、特定の行為を行ったという事実は否定できないものの、常に成立あるいは成功するとは限らない。以下に2つの謝罪の失敗例を挙げてみたい。1例目は、選挙前のネット上の党首討論における司会の謝罪であり、2例目はある閣僚の謝罪である。この2つの例を選んだ理由は、どちらも比較的新しく、かつ既存のメディアだけでなく、ネットなどを含め、文字通り日本中で物議をかもしたからである。1例目の謝罪は直後からツイッターなどでも批判が続出した (吉川 2016)。2例目にある失言も当日夜の時点ですでに『朝日新聞デジタル』等のネット上の大手メディアからこぞって問題発言として取り上げられ (<https://www.asahi.com/articles/ASK4T64WWK4TUTFK01H.html>)、翌日未明には「日テレ NEWS24」等のメディアで、その後の謝罪に対しても厳しい声が相次いだ (<http://www.news24.jp/articles/2017/04/26/04359900.html>)。

1. 2016年7月10日の参議院選挙の公示直前の6月19日夜、自由民主党の安倍晋三総裁はじめ9党の党首が参加してネット企業10社による党首討論が開催された。その席上で、司会である社会学者の古市憲寿氏が生活の党と山本太郎となかまたちの小沢一郎代表に対して再婚相手は見つかったのかどうかと党首討論とは関係のない質問をし、小沢代表が立腹するという場面があった。その後、古市氏はもう1人の司会を務めるアナウンサーからメモを渡されると、そのメモを読んだ方がよいのか、とマイクを通じて確認した上で、「先ほど小沢代表に対しまして、大変失礼な発言をしました。発言を撤回して、心よりお詫び申し上げます」と明らかに棒読みでメモを読み上げ、続けて釈明を行った。小沢代表はそれに対して「おかしい。こういう場でそんなことを言うなんて、どうかしている。党首討論と関係ない。お詫びするならお詫びするで、きちんとしなさい。そんな言い草ないでしょう」と述べた。明らかに古市氏の謝罪は失敗に終わっている。

2. 2017年4月25日の夕方、当時復興相であった今村雅弘氏は所属する派閥のパーティーで東日本大震災について説明を行っていたが、その中で、被災地が首都圏から離れた東北地方であってよかったとも受け取られる発言をした。その後、同じパーティーに参加していた安倍首相から謝罪があり、今村氏も取材に駆けつけた記者たちに囲まれると、発言の意図が誤解されていると釈明し、自らの辞意については否定した上で、「撤回すべきということであれば撤回しておきます」、さらに秘書官からメモを渡されると、それを一読した上で「いずれにしろ、そういったことで、皆さん方にご心配いただきましたことにつきましては、改めましてしっかりとおわびを申し上げます」と続けた。

上述のように、1と2はいずれも既存のメディアの報道のみならずネット上でも文字通りに日本中の注目を集めたが、謝罪をされた当事者を含め、不特定多数の人間がその謝罪に対して極めて否定的な態度を示した事実は見過ごすことができない。

古市氏の「先ほど小沢代表に対しまして、大変失礼な発言をしました。発言を撤回して、心よりお詫び申し上げます」という発言も、今村氏の「いずれにしろ、そういったことで、皆さん方にご心配いただきましたことにつきましては

は、改めましてしっかりとお詫びを申し上げます」にしても、「お詫びを申し上げます」という遂行動詞が含まれた遂行文であり、お詫びするという行為を行ったという事実自体は論駁できないが、そのお詫びはいずれも受け入れられなかった。この2つの例から言えることは、遂行文によって行われた行為は否定できないものの、その行為が成功するかどうかはまた別の要因次第ということである。

2.4 謝罪における適切性条件

オースティンは、特定の行為を行うだけでなく成功するためには一連の条件を満たす必要があることを指摘している。それらの条件は今日では適切性条件として知られている。古市氏の謝罪と今村氏の謝罪が上手くいかなかったのもこの適切性条件の不履行という観点から説明が可能である：

(A. 1)

There must exist an accepted conventional procedure having a certain conventional effect, that procedure to include the uttering of certain words by certain persons in certain circumstances, and further,

(A. 2)

the particular persons and circumstances in a given case must be appropriate for the invocation of the particular procedure invoked.

(B. 1)

The procedure must be executed by all participants both correctly and

(B. 2)

completely.

(Γ. 1)

Where, as often, the procedure is designed for use by persons having certain thoughts or feelings, or for the inauguration of certain consequential conduct on the part of any participant, then a person participating in and so invoking the

procedure must in fact have those thoughts or feelings, and the participants must intend so to conduct themselves, and further

(Γ. 2)

must actually so conduct themselves subsequently.

(Austin 1962 14-5)

以下、謝罪を例に個々の条件を概観する。

(A. 1) は、ある特定の行為を行うには、その行為を行う際の決まった文言も含めて、決まった手順が存在しなければならないという条件である。典型的な日本社会の場合、頭を下げて「申し訳ありません」、「お詫びいたします」等々と発言することがこれに当たる。

(A. 2) は、行おうとする行為を適切な状況で適切な人間が行わなければいけないという条件である。謝罪を行うのは何か迷惑や被害をかけた人間でなければならず、謝罪すべき事案そのものが存在しない状況で謝罪を行っても謝罪は成立しない²⁾。

(B. 1) は、行為の遂行に関わる者全員が A. 1 の手順を正確に行わなければならないという条件であり、複数で謝罪する場合に誰か一人が頭も下げず謝罪の言葉も口にしないとといった場合、謝罪は成立しない。

(B. 2) は上記の (B. 1) 同様、(A. 1) の手順を最後まで行うという条件であり、謝罪の言葉を口にして途中でやめてしまった場合などは謝罪は成立しない。

A と B の 4 つの条件は、いずれかを満たさない場合にはそもそも行為が成立しないという条件であり、Γ の 2 つの条件は主に誠実さに関わるものである。古市氏と今村氏の謝罪の失敗にもこの 2 つの条件が深く関わっていると言える。

(Γ. 1) は、常に関わる条件ではないが、当該の行為を行う者が必要な感情や考えを持っていること、行為の結果として行うべきことが想定されている場合は、行為を行う者が必要とされる意志や感情を有していること、結果として続く事柄を実行するつもりでいなければならない、という条件である。謝罪について言えば、必要とされる意志や感情とは、たとえば、同じ過ちを繰り返さないという意味や申し訳ないと責任を感じることであろう。行為の結果として後続く事柄とは、謝罪することによって賠償などの責任が発生する場合や同じ過ちを繰り返さないという約束するといった場合がそれに当たるであろう。

(Γ. 2) は、(Γ. 1) を実行するという条件である。つまり、必要な意思と感情を持ち、結果として続く行動を確実に行わなければならないという条件であり、たとえば、謝罪を行う者が、申し訳ないと反省し、責任をとるということである。深田 (1998) は、社会心理学の立場から謝罪の要素として次の5つを挙げている：①罪悪感、悔恨、困惑の表出；②何が適切な行動であったかを認識していることを示す言明、および規則違反に対して罰が与えられることの受容；③誤った行動をした「悪い自分」に対する非難；④悔悛や償いといった「正しい行為」が将来起きることの保証；⑤罪のあがないの遂行および補償の申し出。④の「将来起きる」という表現は多少謝罪をする者の主体的な関与が弱く感じられるものの、④と⑤は、Γ. 1 と重なる部分が多く、謝罪というものを考察する上で特に重要な要素と言えるであろう。

古市氏の場合、まず棒読みで謝罪文を読み上げるという行為は B. 1 の手順を正確に行うという点から適切性条件を満たしていない。メモを渡されてから謝罪の言葉を口にしたことから、Γ. 1 による謝罪に必要な申し訳ないという感情を有しておらず、マイクを通じて確認をし、棒読みでメモを読み上げたことから、謝罪をして小沢氏に許してもらいたいという意味も有していないと推測できる。さらに、釈明を続けたということは、Γ. 2 における謝罪の後に続くべき行為も実行されていないと言える。

今村氏の場合も、古市氏と同じく、メモを渡されて初めて謝罪の言葉を口にしたことから、必要な意思も感情も有していないことが明らかである。さらに、何度も釈明を行っており、辞意について質問をされても否定していることから、謝罪に続くべき行為についても条件を満たしていないと言える。

両氏の謝罪に対しては、既存のマスコミだけでなく、ネット上でも炎上が起り、日本中から批判の声が上がったが、それらはみな両氏の謝罪が適切性条件を満たしていないことに起因する。言うまでもなく、適切性条件という条件は一般に認知されているものではないが、人々は無意識に、かつ敏感に反応しているということである。小沢氏の「お詫びするならお詫びするで、きちんとしなさい。そんな言い草ないでしょう」という発言は、まさに適切性条件に従うことを求めているとも解釈できる。2.2 で述べた通り、遂行文による謝罪は論駁できないが、だからといって、謝罪が常に成功するとは言えないということである。

2.5 オバマ氏の ‘deepest regrets’ 再考—発話行為と適切性条件の観点から

2.1 で引用したオバマ氏の発言は、適切性条件との関連でどのような解釈が可能であろうか。以下に氏の発言を再度引用してみる：

‘... I extended my sincerest condolences and deepest regrets.’

こちらも特に Γ の 2 つの条件からは、やはり謝罪という解釈には無理があるように思われる。オバマ氏が国の代表として謝罪するからには、その後続く賠償や問題の再発を防ぐための具体的な措置などについても言及すべきだと思われるからである。しかし、続く氏の発言では以下の捜査への協力が言及されたのみで、その後は北朝鮮問題等別の話題へと移ってしまっている：

‘And the United States will continue to cooperate fully with the investigation to ensure that justice is done under the Japanese legal system.’

2.4 で指摘したように、 Γ の 2 つの条件は心理学的にも謝罪という行為の成立には欠かせないものであり、それが満たされていない以上、謝罪という解釈はできない。

また、遂行文の動詞は通常 1 人称単数、現在形で用いるのが基本であるが、上記の発言では動詞が *extended* と過去形になっている。少なくともこの発言において、オバマ氏はそういった特定の感情の表明という行為すらしておらず、安倍氏との対談の結果を記者会見の場で間接的に伝達したに過ぎない。

さて、この発言が謝罪と解釈されうるとすれば、それは ‘deepest regrets’ という表現のためであろうが、果たしてこの表現はどのような意味合いの表現なのであろうか。2016 年 5 月 25 日付の『毎日新聞』(<https://mainichi.jp/articles/20160526/k00/00m/030/143000c>)によると、記者会見において公式の通訳が ‘regret’ を「哀悼」と訳したものの、米側がその後日本側に修正を申し入れ「遺憾」と訂正されたとのことである。哀悼から遺憾と訂正をすることでどういった効果が望めるのかは議論の余地のあるところではあるが³⁾、一般の語学書などでも、‘deep regret’ は心からの感情の表明ではないという指摘があり（大杉 1982）、今回の例のように最上級で用いられた場合であっても本質的な違いがあるとは思われない。また、本例で ‘regret’ は名詞で

用いられているが、動詞の場合も、謝罪というよりは事務的で責任の回避に用いられるという説明がしばしば見受けられる（大杉 *ibid.*；脇山 1990）。論者がかつて実施した対照語用論調査の結果も、少なくとも動詞の‘regret’が謝罪としては用いられないことを裏付けるものであった（Kawamura 2018）。こういった点からも、やはりオバマ氏の発言を謝罪と解釈するには無理がある。

2.6 異文化における謝罪

本小論では紙幅の都合からも詳細に立ち入ることは難しいが、いわゆる戦争謝罪などについて考える上でも言語コミュニケーション、特に発話行為理論は有効な分析の枠組みを提供してくれるであろう。たとえば、我が国の中国などへの謝罪はこれまでも外交上の重要な懸案となってきた。日本側が十分な謝罪をしたと言う一方で、中国などにはいまだ謝罪が不十分であるという意見も根強く残っている。度重なる謝罪の要求を外交上のカードととらえることも可能ではあるが、そうとばかりは言えないようである。

言うまでもなく、単純な語彙レベルでの翻訳の問題も関わってくることは想像に難くない。たとえば、1972年の日中共同声明で、当時の田中角栄首相が「ご迷惑」という表現を使ったところ、中国側では軽い謝罪と受け止められ、問題視されるという事件もあったようである（倪 2009）。しかしながら、より深刻なのはやはり適切性条件や文化背景が関わってくる場合である。たとえば、歴史の教科書問題や首相の靖国参拝などが繰り返される度に、中国側にはΓ. 2が履行されていない、より具体的には、謝罪の後に続くべき行為が実行されていない、という意識が生じる可能性は否定できない。

陸 (2001) によると、中国の社会における重要な行動指針の一つに重行動、軽言語というものがある。これは言葉よりも実際の行動を重視するということであり、謝罪という行為に関して言えば、言葉での謝罪よりも謝罪を行動で示すことの方が重要であるということである。その意味で、まずはお詫びの気持ちを言葉で示す、といったいわゆる日本的な謝罪は、重行動、軽言語という観点から、A. 1を満たしていないという解釈も可能であるように思う。軽言語という点からは、中国側にとって言葉による謝罪はあまり意味のあるものではないと考えられるからである。一方、日本の社会においては、言葉での謝罪は軽く済ませ、すぐにその後の行動、具体的には、賠償などの履行に移るとするのは、まるで金に物を言わせて相手を黙らせるような印象さえ与えかねず、む

しろ不誠実と思われかねないであろう。言うまでもなく、日本は経済支援をはじめとする賠償も行ってきたわけであるが、特定の文化によって期待される謝罪の仕方は異なるということである。

異文化間のコミュニケーションについて考察する上で、深層においては同じ意図を実現しようとする場合であっても、文化上の指向によって、表面上は全く異なる言動につながることもある（松本 2014）、という指摘がある。日中の謝罪をめぐる見解の相違も互いの文化的相違がある程度は関わっていると推測される。さらに、少し極端な例ではあるが、西アフリカのアカン族は、他人の足を踏んでしまった場合など、日本をはじめとする東アジアの文化や英語圏を含む西洋諸国でも謝罪という行為が期待される場面で、謝罪ではなく、足を踏まれた相手に対して同情を示すという行為が行われるようである（Huang, Y. 2007）。日本で同じことをやれば、悪い冗談と受け取られてしまうであろうが、これも文化背景等が関わっていると推測される。誠実さが求められる謝罪が冗談と受け止められてしまえば、当然ながら謝罪は上手くいかないであろう。一方、日本の社会において、誠実さと冗談はあたかも相いれないもののように認識されているが、それも決して世界共通であるとは言えない（Sakamoto and Sakamoto 2004）。また、シャルリー・エブド襲撃事件によって悲劇的に証明されたように、ある文化においてはユーモアあるいは表現の自由の範囲内として許容されるものが、別の文化においては許容不可能という場合もありうる。

あくまでも言語コミュニケーションの観点からは、中国側の度重なる謝罪要求も単なる外交上のカードとだけ見るのは誤りであろう。2.2で触れた通り、対話者の意図を正確に理解することが重要であると言える。

3. まとめ

本小論は、あくまでも言語コミュニケーション、特に日常言語学派の知見に基づいた国家間の謝罪に対する分析例である。国家間のコミュニケーションにおいては対人レベル以上に、一言一言に大きな責任が伴うこともあり、不用意な発言は避けなければならない。そのため、国家間の交渉において当事者たちは慎重に言葉を選んでいるはずであり、言語に焦点を当てた分析というのにも少なからずの意味があると信じる。さらに主体が人か国家かという違いはあるものの、コミュニケーションはやはり行為という点からの分析が可能である。

したがって、背景にある世界情勢や言語・文化的相違など考慮すべき点は多々あるが、国際関係を考察する上でも、発話行為理論をはじめとする言語コミュニケーション研究の知見に基づいたアプローチは有効であると言えるであろう。

謝辞

2017年3月をもって成城大学社会イノベーション学部を退職された大隈宏教授には、専門分野が異なるにもかかわらず、常日頃から貴重なご指導をいただいた。本小論で扱った国家間のコミュニケーションを言語コミュニケーションの枠組みで分析するという着想も、先生との何気ないやり取りから生まれたものである。ここに記して感謝申し上げる。なお、本研究は平成28-29年度成城大学特別研究助成（研究課題「コミュニケーションにおけるユーモアの機能—応用言語学の視点から」、研究代表者川村晶彦）およびJSPS 科研費JP16K02934（研究課題「ボライトネス指導のための日英対照ユーモア研究」基盤C代表川村晶彦）による助成を受けている。

注

- 1) 遂行文仮説では、あらゆる言語を用いて行われる行為の裏にこういった遂行動詞が隠れていると仮定する。確かにそういった目に見えない遂行動詞の存在を仮定しなければ説明のつかない例も存在するが、我々の発言全てにそのような動詞が隠れているという考えは現実的とは言えない。また、実際には、遂行動詞を用いない遂行文も存在し、全ての行為に対応する遂行動詞が存在するわけでもない。こういった点から、現在ではそれほど有力な説とは言えない（cf. Yule 1996）。
- 2) 適切性条件は、我々の想像以上に我々のコミュニケーションに深く関わっている。通常のコミュニケーションを離れ、たとえば、いわゆるお笑い等を分析する際にも、適切性条件による分析は有効である。たとえば、「ボケ」や「ツッコミ」といった手法を理解するためには、演じる側も観る側も共通の状況認識が必要となる。その根拠の一つが適切性条件であろう。A. 2を例にとれば、よくコントなどで聞かれる「お前が言うな」というツッコミの表現がそれにあたる。何らかの迷惑を被った人間が迷惑をかけた相手の謝罪に対して「気にしないでください」と返すのは適切であるが、横にいる無関係な人間が言うとおかしく感じられる。そこで、「お前が言うな」というツッコミにつながるが、このセリフを言うのに適切な人間が適切な状況で言っていないということであろう。ただし、その場に居合わせて状況を理解している、さらに、謝罪に対して一般的には望ましいと思われる返答をしているという意味では全く不適切なことを言っているわけではない。そもそも全く理解不能なナンセンスはツッコむことができない。適切性条件をはじめとするコミュニケーションの原理にある程度は従っているが、どこか一部だけ逸脱した行動パターンをとるといえることがある種の効果を生むと考えられる。
- 3) 三省堂『大辞林』第3版（2006）によると、「哀悼」は「人の死を悲しみ悼むこと。哀惜」と定義されており、「遺憾」は「思っているようにならなくて心残りであること。残念な、そのさま」と定義されている。これを基に、単純に日本語の単語2つを文字通りに解釈するのであれば、一人の女性が亡くなったということに対する悲しみ、故人を悼む気

持ちはより薄められ、より客観的な表現に変えられたというべきであろう。ただし、今回の件は米側による翻訳の訂正のため、元の英単語の意味も確認する必要がある。*Collins COBUILD Advanced Learner's Dictionary* (2014)によると、名詞の‘regret’には以下の2つの語義がある：

2. **Regret** is a feeling of sadness or disappointment, which is caused by something that has happened or something that you have done or not done.

4. If someone expresses **regret** about something, they say that they are sorry about it.

こちらによると、日本側の「哀悼」という訳は確かに訳しすぎという感じがしなくもないが、そもそもオバマ氏の元の発言には「哀悼」に相当する‘condolences’が含まれている。日本側の通訳の勇み足と言うべきであろう。

余談になるが、「遺憾」は企業のトップや政治家の会見などでもよく耳にする表現であるが、基本的に純粋な謝罪という解釈は難しいであろう。

引用文献

Collins COBUILD Advanced Learner's Dictionary (2014) Glasgow: HarperCollins

『大辞林』第3版 (2006) 東京：三省堂

Austin, J. L. (1962) *How to do things with words*, Oxford: Oxford University Press

Grice, H. P. (1957) ‘Meaning’ reprinted in: H. P. Grice *Studies in the Way of Words* (1989), Cambridge, Mass.; Cambridge University Press, 213-23

Huang, Y. (2007) *Pragmatics*, Oxford: OUP

Kawamura, A. (2018) *Lexical Pragmatics: Teaching English Communication and Pragmatic Skills to Japanese Learners*, Tokyo: Hituzi Shobo

Keppes, J. (2016) ‘Obama apologizes for Okinawa incident’ (Available at: <http://edition.cnn.com/2016/05/25/politics/obama-apologizes-for-okinawa-incident/index.html>)

Miller, G. A. (1974) ‘Psychology, language and levels of communication’ in: A. Silverstein ed. *Human Communication*, New York: John Wiley, 1-17

Pew Research Center (2015) ‘Americans, Japanese: Mutual Respect 70 Years After the End of WWII: Neither Trusts China, Differ on Japan’s Security Role in Asia’ (Available at: <http://www.pewglobal.org/2015/04/07/americans-japanese-mutual-respect-70-years-after-the-end-of-wwii/>)

Sakamoto, N. and S. Sakamoto (2004) *Polite Fictions in Collision: Why Japanese and American Seem Rude to Each Other*, Tokyo: Kinseido

倪志敏 (2009) 「田中内閣における中日国交正常化と大平正芳（その四）」『龍谷大学経済学論集』48(3/4), 63-96

深田博己 (1998) 『インターパーソナル・コミュニケーション—対人コミュニケーションの心理学—』, 京都：北大路書房

国家間の謝罪について考える

松本青也 (2014) 『新版日米文化の特質——価値観の変容をめぐって』, 東京: 研究社

吉川慧 (2016) 「ネット党首討論で主催者が謝罪 古市憲寿氏が小沢一郎氏に『再婚相手は...』 → ネット上で批判相次ぐ」 (Available at: https://www.huffingtonpost.jp/2016/06/21/wasshoi-net-syazai_n_10584040.html)

陸慶和 (2001) 『こんな中国人, こんな日本人』, 西宮: 関西学院大学出版会